

平成28年

大東四條畷消防組合議会第2回定例会会議録

平成28年11月28日 開会

平成28年11月28日 閉会

大東四條畷消防組合議会

平成28年 大東四條畷消防組合議会第2回定例会会議録

目 次

第1日（平成28年11月28日）（月）

○議事日程	1
○出席議員	1
○説明者氏名	1
○職務のために出席した者	1
○本会議の会議事件	1
○開会	2
○日程第1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第2 会期決定について	3
○日程第3 認定第1号上程	3
理事者説明	3
質疑	5
採決	5
○日程第4 報告第5号上程	5
理事者説明	6
質疑	6
○日程第5 報告第6号上程	6
理事者説明	6
質疑	7
○日程第6 一般質問	7
小南議員	7
○閉会	9

平成28年 大東四條畷消防組合議会第2回定例会（第1日）

平成28年11月28日（月）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期決定について
日程第 3 認定第1号 平成27年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算について
日程第 4 報告第5号 交通事故に係る専決処分の報告について
日程第 5 報告第6号 消防活動中の事故に係る専決処分の報告について
日程第 6 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1から第6まで

○議員定数9名

出席議員9名

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 大東 真司 | 6番 島 弘一 |
| 2番 小南 市雄 | 7番 曾田 平治 |
| 3番 天野 一之 | 8番 瓜生 照代 |
| 4番 水落 康一郎 | 9番 渡辺 裕 |
| 5番 澤田 貞良 | |

○説明者

- | | | | |
|-------------|-------|--------------|--------|
| 管理者 | 東坂 浩一 | 次長（特命）兼予防課長 | 北村 修 |
| 副管理者 | 土井 一憲 | 警防課長 | 河野 哲輝 |
| 会計管理者 | 山鬼 太 | 大東市理事兼危機管理監 | 石川 裕之 |
| 消防長 | 奥村 義実 | 大東市危機管理室長 | 中村 康成 |
| 消防次長 | 生駒 栄似 | 四條畷市都市整備部長 | 吐田 昭治郎 |
| 大東消防署長 | 小西 茂 | 四條畷市都市整備部副参事 | |
| 四條畷消防署長 | 新堂 裕治 | 兼危機管理課長 | 二神 和則 |
| 次長（総括）兼総務課長 | 牧野 功 | | |

○職務のために出席した者

予防課長補佐 横田 博 総務課長補佐 堤 悟士 警防課長補佐 井藤 健

○事務局

大東消防署副署長 瀧田 昭彦 総務課上席主査 古川 智広 総務課 野村 達也

○本会議の会議事件

- ・平成27年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算について
- ・交通事故に係る専決処分の報告について
- ・消防活動中の事故に係る専決処分の報告について

【開会午後1時50分】

(渡辺議長)

これより、平成28年大東四條畷消防組合議会第2回定例会を開会いたします。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、管理者より第2回定例会を招集されましたところ、議員各位には時節柄何かとご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

どうか慎重にご審議を重ねられますとともに、議事進行に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

次に、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(東坂管理者)

議長

(渡辺議長)

東坂管理者

(東坂管理者)

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

師走も間近となり、朝夕の寒さが身にしみる頃となりましたが、議員各位におかれましては、ご健勝にてご活躍のことと存じ上げます。

本日、ここに、平成28年大東四條畷消防組合議会第2回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位にはご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日ご提案申し上げます議案は、平成27年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算の認定1件、交通事故に係る専決処分の報告1件、消防活動中の事故に係る専決処分の報告1件の計3件でございます。

何卒、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い致します。

(渡辺議長)

本日は、全員の出席をいただいております、議会は成立いたします。

この際、申し上げます。本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおり定めておりますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

【日程第1】 会議録署名議員の指名について

(渡辺議長)

次に、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において議席番号2番小南議員、7番曾田議員

を指名いたします。

【日程第2 会期決定について】

(渡辺議長)

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(渡辺議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

【日程第3 平成27年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算について】

(渡辺議長)

次に、日程第3 認定第1号「平成27年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算」の件を議題といたします。理事者の説明を求めます。

(牧野次長)

議長

(渡辺議長)

牧野次長

(牧野次長)

認定第1号 平成27年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算に対する監査委員の意見を付し、同条第5項の規定により、その他政令で定める書類等を併せて提出し、決算の認定をお願いするものでございます。

まず、決算の概要につきまして、主要な施策の成果説明書により、千円単位でご説明申し上げます。2ページをご覧ください。1. の各年度決算額等の推移をご覧ください。

一般会計の歳入総額は、18億4,742万8千円、歳出総額は、18億4,016万1千円となっており、歳入歳出差引、いわゆる形式収支は、726万7千円の黒字となっております。

また、平成27年度につきましては、翌年度に繰越すべき財源がありませんでしたので、実質収支は、形式収支と同額となりました。

前年度の実質収支から今年度の実質収支を引いた単年度収支は、4,103万1千円の赤字となっております。

これは、年度末最終の両市負担金の請求にあたり、実質収支均衡を前提に、その時点の決算見込みに基づ

いて歳入予算を満額執行しなかったことによるものです。

次に、2. の各年度両市分担金の推移でございます。

大東市10億8,621万3千円、四條畷市5億8,103万6千円、合計16億6,724万9千円となっており、分担比率については、大東市が65.15%、四條畷市が34.85%となっております。

平成27年度につきましては、前年度と比較して、分担金は1千12万円、0.6%の減となっております。

次に3ページ、3. の歳入歳出決算の状況(1)の歳入をご覧ください。

今、申しあげました分担金及び負担金の構成比は、歳入全体の90.2%となっております。

組合債につきましては、前年度に消防救急デジタル無線整備事業に係る起債がありましたが、今年度につきましては大きな事業がなかったことから、構成比は減少しております。

続いて、歳出におきます経費の性質別分析でございます。(3)の歳出をご覧ください。人件費が83.8%、物件費が5.9%、普通建設事業費が6.4%といった構成比となっております。

普通建設事業費につきましては、先ほど歳入の特徴でご説明した「消防救急デジタル無線整備事業」の関係上、平成27年度決算額が大幅に減少しております。

歳出の性質別経費の分析については、最近3か年の分析が4ページと5ページに、臨時、経常・財源別の分析は、6ページ、7ページに記載しているとおりでございます。

また、歳出の大部分を占めております人件費につきましては、8ページの人件費の状況に記載しているとおりでございます。

それでは、歳入歳出決算の詳細につきまして、事項別明細書によりまして、ご説明申し上げます。別冊、決算書の6ページ、7ページをご覧ください。

はじめに、歳入からご説明させていただきます。

款2・使用料及び手数料のうち、目1・手数料、節1・消防手数料143万8,650円は、危険物関係施設の設置及び変更許可申請の手数料等でございます。

内訳は、備考欄に記載のとおりとなっております。

次に、款3・国庫支出金、目1・消防施設費国庫補助金、節1・消防施設費国庫補助金1,052万2千円は、備考欄に掲載のとおり、緊急消防援助隊に登録しているタンク車の購入に係る2分の1の国庫補助金でございます。

次に、8ページ、9ページをご覧ください。

款4・府支出金、目1・消防費 府補助金、節1・消防費府補助金227万8千円は、消防用ヘリコプターの運営分担金に対する2分の1の府補助金でございます。

次に、款6・諸収入、目1・雑入、節1・雑入は1,972万1,217円となっており、その大半を占めますのは、当組合から両市の危機管理部局に派遣している職員の給与負担金で、大東市955万4,659円、四條畷市889万6,631円となっております。

次に、10ページ、11ページをご覧ください。

款7・組合債、目1・消防債、節1・消防債、9,370万円は、備考欄に記載のとおり、消防力等整備事業による更新消防車両購入費の借入でございます。

款8・繰越金、目1・繰越金、節2・消防力等整備事業、419万円は、平成26年度からの繰越明許費であった高所作業車の購入費一般財源分でございます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

引き続き、12ページから13ページをご覧ください。

款1・議会費、款2・総務費については、組合議員、管理者・副管理者、産業医に対する報酬が主なものでございます。

次に、14ページ以降の款3・消防費、目1・常備消防費につきましては、備考欄に細目ごとの細節別決算と、委託料や負担金については項目ごとの決算額を掲載していますのでご覧ください。

主な細目について特徴をご説明いたします。

19ページをご覧ください。

細目017消防力等整備事業の機械器具購入費の車両等購入費が1億1,726万6,400円となっております。

内訳は、高所作業車1台、タンク車1台、災害活動車1台、救急車1台となっております。

次に、21ページをご覧ください。

細目019一般事務費のその他負担金のうち、派遣職員給与負担金は、大東市、四條畷市から当組合にそれぞれ派遣を受けている職員の人件費相当分でございます。

事項別明細書による説明は、以上でございます。

なお、主要な施策の成果説明書の11ページ以降に、細目単位で整理した「主要な業務実績」を掲載しておりますので、合わせてご覧いただきたいと存じます。

以上が、認定第1号 平成27年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算の概要でございます。

何とぞよろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

(渡辺議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、ただちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

【日程第4 交通事故に係る専決処分の報告について】

(渡辺議長)

次に、日程第4 報告第5号「交通事故に係る専決処分の報告」の件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

(小西署長)

議長

(渡辺議長)

小西署長

(小西署長)

報告第5号「交通事故に係る専決処分の報告」について、ご説明申し上げます。議案書の2ページをご覧ください。

平成28年5月30日四條畷市北出町18番内の敷地内において、本組合の車両が通行した際に、相手方所有である建物庇部分の雨樋に接触し、損傷させたので、これに対する損害を賠償したものでございます。

交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により平成28年7月26日に専決し、49万5,892円の損害賠償を支払ったもので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

公用車の運行につきましては、日々の業務の中で職員への注意喚起を行っているところでございますが、今回の事態を厳正に受け止め、再びこのような事故を起こすことのないよう、安全運転の励行と再発防止の徹底に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

(渡辺議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、これをもって終結いたします。

【日程第5 消防活動中の事故に係る専決処分の報告について】

(渡辺議長)

次に、日程第5 報告第6号「消防活動中の事故に係る専決処分の報告」の件を議題といたします。理事者の説明を求めます。

(小西署長)

議長

(渡辺議長)

小西署長

(小西署長)

報告第6号「消防活動中の事故に係る専決処分の報告」について、ご説明申し上げます。議案書の3ページをご覧ください。

平成28年6月23日の救急事案において、大東市扇町3番内の相手方所有の建物内にて、本組合の救急ストレッチャーが居室扉の枠部分に接触し、損傷させたので、これに対する損害を賠償したものでございます。

消防活動中の事故に係る和解及び損害賠償額の決定につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により平成28年8月1日に専決し、9万1,800円の損害賠償を支払ったもので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

消防活動につきましては、日々の業務の中で職員への注意喚起を行っているところでございますが、今回の事態を厳正に受け止め、再びこのような事故を起こすことのないよう、再発防止に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

(渡辺議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、これをもって終結いたします。

【日程第6 一般質問】

(渡辺議長)

次に日程第6 一般質問を行います。

一般質問については1名から通告がありました。

通告を受理した順により質問を許可します。

それでは2番小南議員、どうぞ。

(小南議員)

それではご指名により通告に基づいて質問させていただきます。

私からは2項目の質問をいたします。

まず、119番に対して電話があると思いますが、その際にいたずら通報ではないかということについて質問いたします。

119番通報の中でいたずらによる通報が約60件あるように聞き及んでおりますが、いたずらと判断するための基準やマニュアル等がございますか、また、その確認等はどのように行い対応されているか、質問いたします。

次に救急車出場と搬送について質問いたします。

救急出場においていわゆる病院のたらい回しや受け入れ先の病院先がなかなか決まらないような事案がありますか。何件くらいありますか。また、その場合はどのように対応されているのかをお聞きいたします。

以上、2点について答弁をよろしく願いいたします。

(河野課長)

議長

(渡辺議長)

河野課長

(河野課長)

それでは1点目のいたずら通報でございますけれども、まず、いたずら通報と判断するための基準やマニュアル等は特にはございませんが、子どもの笑い声等明らかにいたずらと判断できるものや相手が切斷してもこちらから呼び返す機能がございますので、保護者の方等に災害発生事実のないことを確認した場合にはいたずらと判断しております。

2点目の救急出場についてでございますが、いわゆるたらい回しとして問題にされているのは、いったん医療機関に搬入しまして検査や応急措置を行った後に別の医療機関に複数回搬送される場合と受け入れ要請を何度も断られる場合の2つがございます。

前者の複数回の搬送につきましては、当組合において昨年中そのような事例はございませんが、後者の受け入れ先の医療機関がなかなか決まらない事案につきましては昨年中1事案に対して受け入れ要請回数を10回以上要した事案が全搬送件数の0.5パーセントに当たる44件ございました。

その内訳は、例えば歯科ですとか、精神科等の救急受け入れの少ない診療科目や、すでに何件かの救急に対応中であるというケースが大半を占めております。

今後はスマートフォン専用アプリを使用した救急搬送支援システムによりまして救命センター等の受け入れ可能な医療機関から直接受け入れについての連絡がくるという体制が整備されておりますので、このシステムを利用していきたいと考えております。

以上です。

(渡辺議長)

小南議員

(小南議員)

ありがとうございます。

それではいたずら通報についてであります。再質問させていただきます。

いたずらによる通報やいわゆるたらい回しの事案については今の説明で理解できました。

一つ救急車が現場からなかなか出発しないというような現状を耳にいたします。なぜそのような時間がかかるような状況が起こるのかをお尋ねしたいと思います。

(河野課長)

議長

(渡辺議長)

河野課長

(河野課長)

救急活動におきまして救急の現場や救急車内では応急措置を行いながら例えば傷病者の呼吸でありますとか、脈拍、血圧、心電図などを測定しております。

その結果を医療機関に伝えて受け入れ要請を行っておりまして、救急車は医療機関からの了解を受けて救急現場を出発いたします。

車内収容から受け入れの了解を得るまでの時間が救急車の滞在時間となるわけですがけれども、救急隊が傷病者の状態等から受診すべき診療科目を判断しまして適切な医療機関を選択して受け入れ要請を行います。

家族等にとってはこの時間が長く感じられる場合があり、傷病者等の状況を的確に伝えることは医療機関側からの受け入れ体制の準備につながるのに必要でありまして、結果的にはスムーズな治療開始につながるものだと考えております。

しかし、このご質問の内容につきましては傷病者の家族からもお尋ねいただくことがございます。その都

度救急隊が救急車内等で説明している現状がございますが、今後はあらゆる機会を通じまして市民のみなさまにご理解いただけるよう周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

(渡辺議長)

小南議員

(小南議員)

ありがとうございます。救急時の対応を説明していただきました。私も今の説明によって近隣でそういう事態があればそういう説明をしていきたいと思っております。職員の活動を正しく知っていただくことが大切なことと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。周知広報についてよろしくお願ひします。以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

(渡辺議長)

以上をもって一般質問を終結いたします。

これをもちまして、本定例会に付議されました案件は、すべて終わりました。

閉会に際しまして、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(東坂管理者)

議長

(渡辺議長)

東坂管理者

(東坂管理者)

閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

平成28年大東四條畷消防組合議会第2回定例会を招集させていただき、ご提案いたしました各議案等につきまして、慎重にご審議の上、ご承認を賜り、誠に有難うございました。心よりお礼申し上げます。

今議会中にいただきました貴重なご意見、またご提言につきましては、今後の組合運営に十分に生かしてまいりたいと考えております。今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、時節柄、何かとお忙しい日々が続くことと思われまふ。議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意を賜り、益々ご活躍されますことをご祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会にあたりまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。どうも有難うございました。

(渡辺議長)

本定例会の全日程は、滞りなく終わりました。

議員各位をはじめ皆様方には、議事進行に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

これをもちまして、平成28年大東四條畷消防組合議会第2回定例会を閉会いたします。

ご起立ください。

礼

ありがとうございます。

どうもご苦勞様でございました。

【閉会午後2時20分】

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 渡 辺 裕

2 番議員 小南 市雄

7 番議員 曾田 平治